

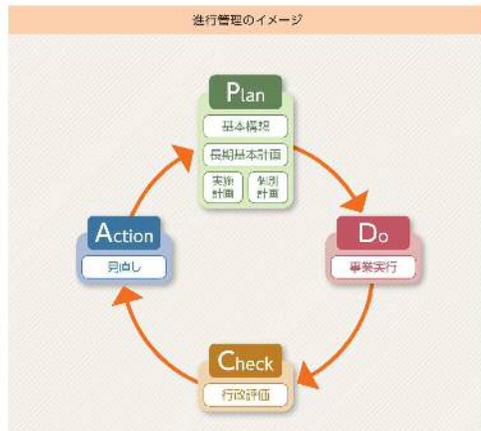
所管事務調査（行政評価について）

1. 行政評価について

区が実施する施策・事業を一定の基準に従って評価する手法で、その結果を区政運営に活かすとともに、区民に対する区政の説明責任を果たすことを目的とする。

2. 長期基本計画における位置づけ

長期基本計画の進行管理にあたっては、行政評価などにより、施策の達成状況や課題の把握を行いながら、着実に計画を推進していく。



3. これまでの取り組み

(1) 区政総合業績評価システムの導入（平成13年度）

- 区民ニーズにきめ細かく対応した業務の遂行や健全財政の維持に向けた効率的・効果的な行政運営を進めていくため、行財政改革の手法として導入。

- 区民本位の行政、区民・事業者・行政の役割分担の見直し、成果重視・横断的課題解決型の行政運営を行うこと等を目的。

(2) 事務事業評価

① 第1期（平成13年度～平成17年度）

- 行政と民間の役割分担の明確化、事務事業の費用対効果確認、職員の意識改革を目的として実施。

- 民間活力、委託の導入、業務改善への動機付け、事業廃止を含めた改善等の成果があった一方、評価作業が煩雑、毎年評価することでマンネリ化する等が課題。

② 第2期（平成22年度～平成24年度）

- 評価項目を絞って評価を簡便に行う、予算事務事業を細分化して評価を明確化する等、第1期の課題に対応した評価手法を導入して実施。

- 平成23年度は区民や有識者などで構成する「品川区行政評価委員会」を設置し、一般公開の場で事務事業の見直しを審議。

(3) 政策評価

① 第1期（平成13年度～平成15年度）

- 外部評価委員により、施策レベルを対象に「ベンチマーク指標」「区民満足度」等により評価。区民が区政を評価するプロセスに関わるという成果があった一方、限られた指標での評価が難しい等が課題。

② 第2期（平成16年度～平成18年度）

- 指標を活用して区民に区の現状とメッセージを伝えること、マネジメントの視点から外部評価結果を政策・施策の改善等に活用することを目的に実施。

4. 新公会計制度の導入

平成28年度	品川区新公会計制度基本方針策定 財務諸表を活用した事務事業評価を行う。
平成30年度	新公会計制度導入
令和3～4年度	事業別の財務諸表（行政コスト計算書、 貸借対照表）の作成試行

5. 長期基本計画の策定

令和2年度	品川区長期基本計画策定
令和4年度	品川区総合実施計画策定

6. 今後の予定

コスト情報を活用した事務事業評価を令和5年度実施予定

<用語解説>

品川区長期基本計画

基本構想を実現するため、区政の課題を明らかにするとともに、将来に向けた区の方針と、取り組みの方向性等を体系的に示す計画。

品川区総合実施計画

基本構想と長期基本計画が示す基本方針や政策に沿って、具体的な事務事業を年次計画により示した計画。

区政総合業績評価システム

平成13年度に行財政改革の手法として導入し、行政評価制度、企業会計手法の導入、これらと既存システムとの連動という3つの柱からなる。

事務事業評価

区の予算執行上の事務事業を基本単位に、成果やコストの動きを見ながら区の執行機関が自ら評価を行う。

政策評価

区における主要施策や重点政策を対象に、政策選択、手段・手法、達成度などを評価し、自治体経営の方向と実績を区民に明らかにすることをねらいとし、外部の委員が評価を行う。

新公会計制度

従来の官庁会計の「単式簿記」「現金主義」の考え方から、「複式簿記」「発生主義」の企業会計の考え方を取り入れることで、資産や負債といったストック情報、減価償却などを含む正確なコスト情報が把握できる。

行政コスト計算書

一会計期間における区の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との取引高を明らかにすることを目的とする。

貸借対照表

基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高および内訳）を明らかにすることを目的とする。